

各 位

会 社 名 株式会社 CARTA HOLDINGS
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 宇佐美 進典
(コード番号：3688 東証第一部)
問合せ先 取締役 CFO 永岡 英則
(TEL. 03-4577-1453)
(URL. <https://cartaholdings.co.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社では、2022年2月25日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年3月26日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 令和3年の産業競争力強化法改正に基づき、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことから、当社定款第11条第2項を新設するものといたします。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主の皆様など多くの株主の皆様が出席しやすい制度として、株主総会の活性化・効率化・円滑化が見込めることや、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資するものであることから、当社の株主総会開催のあり方の選択肢の1つとして定款の変更を実施するものがあります。なお、定款第11条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。
- (2) 令和元年の会社法改正に基づき、株主総会参考書類等の電子提供措置が規定されることとなり、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられたことから、当社定款第13条を削除し、新たに第13条を新設いたします。また、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするために、当社定款第13条第2項を新設するものであります。なお、削除される規定の効力については附則を設けるとともに、当該附則は期間経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> <p><u>② 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>第50条 <u>現行定款第13条の削除及び変更定款第</u></p>

	<p><u>13条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日（以下「施行日」という。）からその効力を生じる。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年3月26日
定款変更の効力発生予定日	2022年3月26日

以上